

平成30年9月10日から同月18日の間に実施した不動産公売による公売財産の次順位買受申込者を次のとおり決定しましたので、国税徴収法第106条第2項の規定に基づき公告します。

平成30年9月20日

京都市長 門川 大作

1 売却区分

行財11

2 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市伏見区景勝町
地 番 56番26
地 目 宅地
地 積 37.61㎡

(2) 建物

所 在 京都市伏見区景勝町56番地26
家屋番号 56番26
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床面積 27.10㎡

以上登記簿による表示

公売財産(1)及び(2)は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売しました。

3 次順位買受申込価額

1,750,000円

4 次順位買受申込者の氏名又は名称

阪口源太

5 次順位買受申込者の決定年月日

平成30年9月25日

6 売却決定の日時

国税徴収法第113条第2項に定める日

7 売却決定の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

京都市行財政局税務部収納対策課

(行財政局税務部収納対策課)